

令和 7 年度 練馬区介護保険施設等指導実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区介護保険施設等指導および監査実施要綱(平成 18 年 10 月 10 日 18 練福介第 3096 号。以下「要綱」という。)第 7 条

2 基本方針

指導は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等および個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

3 運営指導

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則、実地において行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

なお、指導の一部については、介護保険法第 24 条の 2 に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する場合がある(夜間対応型訪問介護、老人保健施設、介護予防支援を除く)。

運営指導の重点項目

ア 人員関係(全サービス)

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ 運営関係

(ア)全サービス

- a 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- b 職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じているか。
- c 利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- d 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- e 利用者ごとの個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- f 居宅サービス計画または個別サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。
- g 苦情および事故発生時に必要な措置を講じているか。
- h 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者の設置

や委員会の開催、指針の策定等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し、定期的に研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

i 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。

j 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

(イ) 居宅介護支援、介護予防支援

a 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。

b 居宅サービス計画原案は記載漏れがないか、居宅サービス計画の各帳票に整合性があるか。

c 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

(ウ) 施設、通所事業所

a 地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を実施しているか。

b 運営推進会議等を設置し、会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望等を聴く機会を設けているか。

ウ 介護報酬関係（全サービス）

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

運営指導対象施設等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在の指定施設等を対象とするが、年度途中に指定を受けた施設等についても、適宜、運営指導の対象とする。

なお、より重点的かつ効率的に運営指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

- ・ 前回の指導から一定の期間が経過した施設等
- ・ 開設後、未実施の施設等
- ・ 居宅介護支援事業所または地域密着型通所介護事業所で、令和7～8年度に指定更新手続きの対象で、指定有効期間内に運営指導の実施が1回以下の施設等

- ・前年度までの運営指導による指導項目の改善状況が不十分な施設等
- ・苦情や通報等により運営指導での確認が必要と判断した施設等
- ・不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所
- ・国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示している施設等
- ・令和6年度集団指導受講確認書が未提出の事業所

イ 対象施設等

つぎのサービスを提供する施設等を対象とする。

(ア)居宅サービス

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護

(イ)地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(ウ)居宅介護支援

(エ)施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設

(オ)介護予防支援

実施頻度

運営指導の頻度については、指定有効期間に最低でも1回以上実施することとする。ただし、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所については、指定有効期間内に2回以上実施するよう努めるものとする。

4 集団指導

介護サービス事業者に対し、動画配信等の方法により指導を行う。

集団指導の重点項目

ア 介護サービス事業者の適正な運営の確保のため、令和7年度の運営指導での指導事例の解説を行う。

イ 法令・基準等の改正や感染症対策等必要な情報について提供する。

集団指導対象事業所の選定基準

ア 選定方針

原則として、実施通知発送時、指定を受けている区内事業所とする。ただし、実施通知発送後に指定を受けた事業所についても、適宜、集団指導の対象とする。

イ 対象事業所

つぎのサービスを提供する事業者を対象とする。

(ア) 居宅サービス

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護

(イ) 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

(ウ) 居宅介護支援

(エ) 介護予防支援

5 関係団体等との連携等

情報提供

東京都および他自治体に、必要な情報または資料の提供、指導等の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

社会福祉法人係との連携

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する施設等の指導については、社会福祉法人と施設等との一体的検査を実施する。

関係部署との連携

必要に応じて、介護保険課、総合福祉事務所等の関係部署と運営指導の実施結果等について情報共有を図る。

情報共有を図るため、介護保険課と月 1 回程度情報交換会を開催する。

6 実施計画

運営指導

対象事業所数 190 事業所

集団指導

上記 4 (2)イの事業所を対象に実施する。

実施時期

ア 運営指導

令和 7 年 4 月から令和 8 年 1 月まで（予定）

イ 集団指導

令和 8 年 3 月（予定）

その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、指導の実施について、適切に対応する。